

# 山梨県公報

第百三十三号

平成十四年

七月一日

月 曜 日

## 目次

告示	土地収用事業の認定	三四五
公告	市町村区域内の町の名称の変更	三四五
正誤	開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	三四六
	平成十四年四月二十五日付け第千二百八十三号中	三四六

## 告示

### 山梨県告示第二百七十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年七月一日

山梨県知事 天 野 建

#### 一 起業者の名称

石和町

#### 二 事業の種類

石和町消防団第十部団員待機所兼車庫建設事業

#### 三 起業地

収用の部分 東八代郡石和町大字松本字寺前地内

使用の部分 なし

#### 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

石和町役場総務課

### 山梨県告示第二百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、

市長から次のとおり町の名称を変更する旨の届出があった。  
平成十四年七月一日

山梨県知事 天 野 建

#### 変更前の町の名称

#### 変更後の町の名称

山梨県市岩下字岩根前の全部及びこれら区域に隣接する道路、水路等である国有地の全部

山梨県市岩下字岩根前

山梨県市岩下字八重堂の全部及びこれら区域に隣接する道路、水路等である国有地の全部

山梨県市岩下字八重堂

山梨県市岩下字榎の木全部及びこれら区域に隣接する道路、水路等である国有地の全部

山梨県市岩下字榎の木

山梨県市岩下字前田の全部及びこれら区域に隣接する道路、水路等である国有地の全部

山梨県市岩下字前田

山梨県市岩下字洞口の全部及びこれら区域に隣接する道路、水路等である国有地の全部

山梨県市岩下字洞口

山梨県市岩下字見取場の全部及びこれら区域に隣接する道路、水路等である国有地の全部

山梨県市岩下字見取場

山梨県市岩下字中島の全部及びこれら区域に隣接する道路、水路等である国有地の全部

山梨県市岩下字中島

山梨県市上ノ山字隼の全部及びこれら区域に隣接する道路、水路等である国有地の全部

山梨県市上ノ山字隼

山梨県市上ノ山字馬口の全部及びこれら区域に隣接する道路、水路等である国有地の全部

山梨県市上ノ山字馬口

山梨県市上ノ山字小丸山の全部及びこれら区域に隣接する道路、水路等である国有地の全部

山梨県市上ノ山字小丸山

山梨県市上ノ山字立石の全部及びこれら区域に隣接する道路、水路等である国有地の全部

山梨県市上ノ山字立石

斐崎市斐崎町上ノ山字内堀の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

斐崎市上ノ山字内堀

斐崎市斐崎町上ノ山字上ノ山の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

斐崎市上ノ山字上ノ山

斐崎市斐崎町上ノ山字社坂の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

斐崎市上ノ山字社坂

斐崎市斐崎町上ノ山字大塚の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

斐崎市上ノ山字大塚

斐崎市斐崎町上ノ山字薬師峰の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

斐崎市上ノ山字薬師峰

斐崎市斐崎町上ノ山字寺平の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

斐崎市上ノ山字寺平

斐崎市斐崎町上ノ山字沼の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

斐崎市上ノ山字沼

斐崎市斐崎町上ノ山字北堀の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

斐崎市上ノ山字北堀

斐崎市斐崎町上ノ山字外輪原の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

斐崎市上ノ山字外輪原

斐崎市斐崎町上ノ山字高袋の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

斐崎市上ノ山字高袋

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十四年七月一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡竜王町西八幡字梅ノ木六九七の四、六九八の二、七二二の二、七二四の二、七二六の二、七二六の三、七二七の一、七二七の二、七二七の三及び七二七の四
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道	次の図のとおり
み置場路	

- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡榑形町桃園千二百十六番地 花輪澄雄

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一一三	上	五	三五四五の五五一（次の図に示す部分に限る。）	三五四五の六四五一
同	同	十二	（次の図は、省略し、その図面を山梨県庁及び高根町役場に備え置いて縦覧に供する。）	削除

平成十四年四月二十五日山梨県告示第百九十四号（保安林の指定の解除）